

写

庁保険発第1225003号
平成20年12月25日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約6万9千件）のうち年金受給者に係る記録（約2万件）については、本年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人に記録を確認していただいているところである。

この戸別訪問による記録の確認等を契機として、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある事案の記録の訂正については、できるだけ社会保険事務所段階において行うことができるようとする方向で検討を進めてきたところであるが、今般、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」（平成20年12月17日年金記録確認中央第三者委員会決定）（別添1参照）を踏まえ、一定の厚生年金保険に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱わたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成19年8月9日総務省行政評議局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1. 趣旨

国民年金に係る申立ての場合については、申立内容に対応する確定申告書の控えがある場合など、既にあっせん事案の蓄積があり、社会保険事務所において定型的に判断できるものについて、本年4月から、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行っているところであるが、一定の厚生年金保険に係る申立ての場合についても、同様の方法で記録訂正を行うこととするものである。

2 対象事案

(1) 厚生年金保険に係る申立てであって、以下の①又は②のいずれかに該当する事案（別添2参照）については、(2)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行う。

① 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されている事案であること。

② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、以下のいずれかの処理が行われている事案であること。

ア 選及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されているもの

イ 選及して申立人の資格喪失日の記録が入力されているもの

ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に選及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録がすべて取り消されているもの

(2) 申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従つて、第三者委員会に送付すること。

① 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合

② 上記（1）①又は②のいずれにも該当しない場合

③ 上記（1）①又は②のいずれかに該当するが、標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実に即したものである可能性が確認できる場合

（例）

- ・ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合
- ・ 記録の訂正処理や入力処理が事実に即したものであることを事業主等が主張している場合
- ・ 事業主から標準報酬月額算定基礎届が提出されず、保険者算定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実に即していないことが判明し、選及訂正したことが確認できる場合 等

④ 上記（1）①又は②のいずれかに該当するが、事業主から選及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合

⑤ 上記（1）①又は②のいずれかに該当するが、申立期間の中に上記（1）①又は②に該当しない期間が含まれている場合

⑥ 上記（1）②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

(3) 上記（1）又は（2）の取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

3 記録訂正の方法

（1）必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者に係るものへの対応について」（平成20年10月15日付け庁保険発第1015001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に基づき受け付けたものを含む。以下「確認申立書」という。）について、必要な書類等を収集すること。

（2）記録訂正

社会保険事務所は、申立て人から提出された確認申立書に基づき、上記2（1）の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を訂正した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

（3）申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、記録訂正を行った日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

（4）上記（2）の記録訂正が行われた場合又は第三者委員会により同様の記録訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に準じて記録訂正を行うこと。

（5）上記2（1）の要件に該当するか否かにかかわらず、社会保険事務所において事実に即した処理でなかったことが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。第三者委員会に転送済みの事案についても同様であること。

4 今回の記録訂正が適用される事案

今回の記録訂正は、本日時点において未だ第三者委員会に転送していない事案から適用すること。なお、既に第三者委員会に転送済みの事案であっても、当該第三者委員会から今回の記録訂正の対象となり得ると判断するもの（上記3（4）の同一事業所の同僚の申立てに係る事案も含む。）として、社会保険事務局を通じて、関係社会保険事務所に返送された場合にも、同様に適用すること。

5 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記3(2)により記録訂正を行った場合は、取下件数として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

平成20年12月17日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年12月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立を取り下げていただくことにより処理）を開始するよう期待する。

記

(1) 申立人（法人の役員を除く。）の事案が、以下の①又は②に該当する場合（下記（2）③～⑥に該当する場合を除く。）には、第三者委員会に申立てをしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階において記録の訂正を行う。

- ① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されている場合
- ② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - ア 遠及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - イ 遠及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

(2) 申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

- ① 申立人が法人の役員である場合
- ② 上記（1）の①又は②のいずれにも該当しない場合
- ③ 上記（1）の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実に即したものである可能性が確認できる場合

(例)

◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場合

◇ 処理が事実に即したものであることを事業主等が主張している場合

◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実に即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等

④ 上記（1）の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合

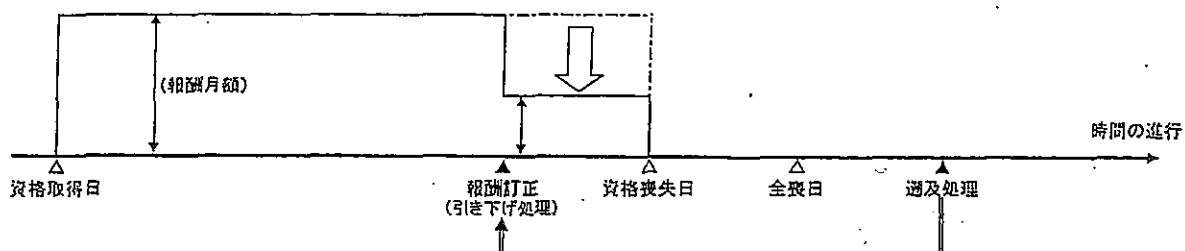
⑤ 上記（1）の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記（1）の①又は②に該当しない期間が含まれている場合

⑥ 上記（1）の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

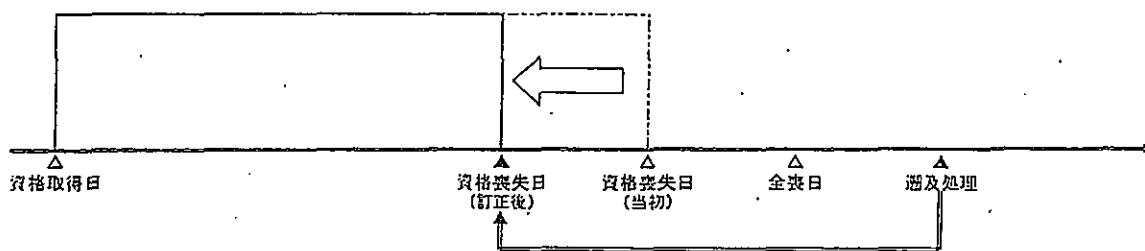
（3）上記（1）により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け府保険発第0919001号）に準じて対応する。

対象事案のイメージ図

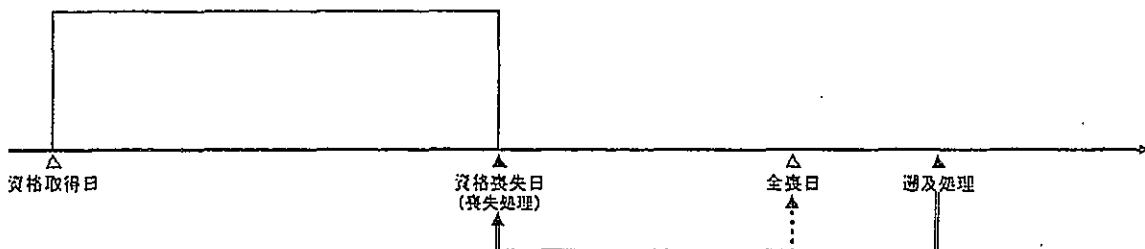
- ① 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されている場合



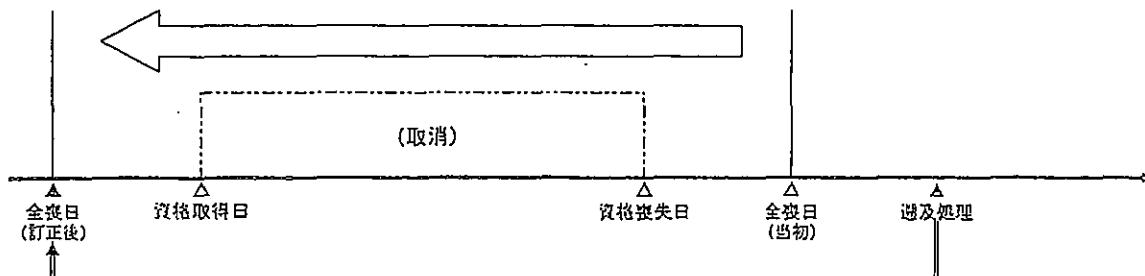
- ② ア 履用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



- ② イ 履用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合



- ② ウ 履用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合



府保険発第 1225004 号
平成 20 年 12 月 25 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

「あっせん事業に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務
していた者の年金記録の訂正について」の一部改正について

「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け府保険発第 1225003 号社会保険庁運営部年金保険課長通知) の発出に伴い、「あっせん事業に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成 20 年 9 月 19 日付け府保険発第 0919001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知) の一部を、別添のとおり改正することとしたので、遗漏のないよう取り扱われたい。

「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け府保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の一部改正について(新旧対照表)

「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け府保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>2 記録訂正対象者</p> <p>第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする <u>(遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できないものであって、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができないものを除く。)</u></p>	<p>2 記録訂正対象者</p> <p>第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする <u>(遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できるものに限る。)</u></p>

府保険発第 0919001 号
平成 20 年 9 月 19 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期
に勤務していた者の年金記録の訂正について

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げ又は遡及した資格喪失処理が行われていた事案の申立人と同一事業所に同一時期に勤務していた他の被保険者（以下「申立人の同僚」という。）について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、当該あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遗漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の内容については、総務省行政評価局行政相談課と協議済みであることを申し添える。

記

1 越旨

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に標準報酬等の遡及訂正処理が行われていたことにつき、合理的な理由が見当たらないと判断された事案については、申立人の同僚を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行うこととしている。

今般、これらの者について、出来る限り速やかに年金記録の訂正処理につなげるとともに、第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、申立人の同僚と特定される者

について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すこととし、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたものである。

2 記録訂正対象者

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする（遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できないものであって、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができないものを除く。）。

(1) 遡及訂正処理年月日が確認できる事案の場合

次のすべての要件に該当するものとする。

①あっせん事案の遡及訂正処理年月日と同日（※1）に訂正処理が行われていること。

※1 「遡及訂正処理年月日と同日」について

あっせん事案の遡及訂正処理日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とする（以下同じ。）。

②あっせん事案と同一の遡及訂正処理（※2）（標準報酬訂正・資格喪失日訂正）が行われていること（全喪日が当該者の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、遡及して資格取得取消とされた者を含む。）。

※2 「同一の遡及訂正処理」について

○標準報酬の遡及訂正の場合

資格取得時報酬、月額変更記録及び算定記録のように訂正された記録が異なる場合、遡及した期間及び訂正処理方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

○資格喪失年月日の遡及訂正の場合

遡及した期間内の資格取得記録が取り消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

③事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること。

(2) 遡及訂正処理日が確認できない事案の場合

あっせん事案が、事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われているものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する事案であって、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより訂正処理に問題が生じる場合は、当課に協議すること。

(例) 現在の記録には厚生年金基金加入記録があるが、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより、基金加入記録が取り消される場合 等

3 記録訂正方法

(1) 記録訂正対象者となる可能性のある者のリストの送付

当課においては、第三者委員会で遡及訂正事案のあっせんがあった場合、記録訂正対象者となる可能性のある者のリストを作成し、記録訂正対象者の住所地を管轄する社会保険事務局に送付する。

(2) 記録訂正対象者へのお知らせ

管轄の社会保険事務所においては、記録訂正対象者となる可能性のある者と面談を行い、現在の記録とともに遡及訂正処理が行われる前の記録についてもご確認いただいた上で、現在の記録が事実と異なるとの申出があった場合には、「年金記録に係る確認申立書」の提出を依頼する（遡及訂正処理が行われる前の記録自体に異議がある場合には、第三者委員会に送付する。）。

(3) 記録訂正

社会保険事務所は、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」に基づき、上記2の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行う。その際、年金受給権者については、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、記録訂正を行った後、記録訂正対象者あてに訂正後の記録を送付する。

なお、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」の内容が、上記2の要件に該当しない場合は、通常の手続により第三者委員会に送付し、あっせんを受けた後に記録訂正を行う。

(4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

4 報告

社会保険事務局は、被保険者記録訂正後、記録訂正の結果について週次で当課へ報告する。

当課においては、社会保険事務局からの報告を受けて、第三者委員会へ報告する。

5 その他

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、遡及した資格喪失処理が行われていた事案及び本通知における記録訂正対象者に係る事案について、遡及訂正処理により、配偶者についても第3号被保険者であった期間が第1号被保険者期間に遡及訂正されていることが確認できた場合は、配偶者に対して説明を行った後、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻し、訂正後の記録を配偶者あてに送付すること。

また、配偶者が年金受給権者である場合は、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

府保険発第 0501001 号
平成 21 年 5 月 1 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る
社会保険事務所段階での訂正について(戸別訪問の対象者等に係る取扱い)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る訂正の申立てについては、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(平成 20 年 1 月 25 日付け府保険発第 1225003 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「現通知」という。)により、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において、その訂正を行っているところであるが、今般、戸別訪問(昨年 10 月 16 日から実施している年金受給者を対象とする約 2 万件の戸別訪問をいう。以下同じ。)の対象者等について、その処理の更なる迅速化を図るために、下記のとおり取り扱うこととしたので、遗漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 趣旨

本年 3 月 31 日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に報告された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」において、不適正に遡及訂正されている年金記録の訂正については、「給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実に反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う」とこととされたことを踏まえ、また、社会保険事務所段階における記録訂正の現状にも鑑み、戸別訪問の対象者等について、これを更に促進し、迅速な救済を図るために、当該対象者等に係る年金記録については、本通知により、社会保険事務所段階における訂正を行うこととするものである。

2 本通知による記録訂正に係る取扱いの対象者

本通知による社会保険事務所段階における年金記録の訂正に係る取扱いの対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件(※)のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者（以下「戸別訪問の対象者等」という。）とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

3 対象事案

(1) 戸別訪問の対象者等の年金記録に係る申立てであって、現通知の「2(1)①又は②」のいずれかに該当する事案については、現通知の「2(2)」に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこと。

現通知の「2(2)」に該当する場合において、同「2(2)①、③又は④」に該当する場合にあっては、通常の手続きに従って、第三者委員会に送付することとし、それ以外の場合にあっては、下記(2)により記録の訂正の可否を判断すること。

(2) 上記(1)において「下記(2)により記録の訂正の可否を判断すること」とされた事案については、事業主等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、以下のいずれかに該当することにより、事実に反する遡及訂正処理が行われたと推認される場合には、下記(3)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこと。

- ① 滞納処分票に事実に反する遡及訂正処理が行われたと推認される記述があること。
- ② 遡及訂正処理に伴い、隨時改定（月額変更）又は定時決定（保険者算定の可能性が考えられるものを除く。）による標準報酬月額の記録が取り消されていること。

（注）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

- ③ 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額と当該遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること。

（注1）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

（注2）「おおむね一致する」とは、両者の差が、遡及訂正処理が行われた直近の1か月の当該事業所における保険料の額の範囲内である場合とする。

- ④ 申立てに係る従業員の年金記録の遡及訂正処理について、当該処理が事実と相違する旨の当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業

員（申立人である場合を除く。）の証言があること。

(3) 上記(2)にかかわらず、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合にあっては、通常の手続に従つて、第三者委員会に送付すること。

- ① 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合
- ② 上記(2)の①から④までのいずれにも該当しない場合
- ③ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、これと相反するような証言、物証等があり、当該遡及訂正処理が事実に即したものである可能性が確認できる場合
- ④ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、この①から④に係る証言、物証等の間において、不整合な点がある場合
- ⑤ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑥ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、申立期間の中に上記(1)、(2)のいずれによつても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間が含まれている場合
- ⑦ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、資格喪失日の遡及処理が事実に反して行われていると推認される場合であつて、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合

(4) 上記(1)、(2)のいずれによつても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない場合については、通常の手続に従つて、第三者委員会に送付すること。

なお、その場合にあっても、上記(3)②又は⑥に該当する場合（当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行つていた従業員から、当該遡及訂正処理が事実に即したものである旨の証言がある場合を除く。）であつて、当該事案を担当した社会保険事務所職員が具体的に特定できる場合、又は事業主等への調査若しくは社会保険事務所の書類の調査の過程において、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できるような証言、物証等が得られた場合には、原則として、当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局により、当該担当職員並びにその上司及び同僚に対する調査を行うこととする。

(注) 上記(3)⑥に該当する場合においては、上記(1)、(2)のいずれによつても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間に係る事案について、当該調査を行うものとする。

当該調査の結果、当該担当職員から、当該遡及訂正処理が事実に反するものである旨の自認が得られた場合、又は当該担当職員の上司若しくは同僚から、当該遡及訂正処理が事実に反するものである旨の証言が得られた場合には、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととする。

(注) 上記にかかわらず、資格喪失日の遡及処理が事実に反して行われていると推認される場合であつて、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の訂正は行わないものとする。

(5) 上記(1)から(4)までの取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

4 記録訂正の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」（「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者に係るものへの対応について」（平成20年10月15日付け庁保険発第1015001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に基づき受け付けたものを含む。以下「確認申立書」という。）について、必要な書類等を収集すること。

(2) 記録訂正

社会保険事務所は、申立人から提出された確認申立書に基づき、上記3(1)、(2)又は(4)の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を訂正した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、記録訂正を行った日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

(4) 上記(2)の記録訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に準じて記録訂正を行うこと。

5 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記4(2)により記録訂正を行った場合は、取下件数（社会保険事務所段階における年金記録の訂正件数）として本庁年金保険課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

府保発第0807001号
平成21年8月7日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部長
(公印省略)

第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて(通知)。

今般、標記について別添のとおり厚生労働省年金局長から当職あて通知されたので、その内容について了知の上、その運用に当たっては十分に留意するとともに、遺漏のないように取り扱われたい。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知することとしているので、念のため、申し添える。

写送付先
〔地方社会保険事務局事務所長〕
〔社会保険事務所長〕

「写」

(別添)

年発0807第1号
平成21年8月7日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて(通知)

現に年金を受給している者の年金額計算の基礎となる第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間の存在が事後的に判明した場合、当該被用者年金被保険者の資格喪失後の第3号被保険者期間は、当該資格喪失後に届出が行われていない未届期間として取り扱われることとなり、それまで受けている年金のうち当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間に係るものについては、従来から過払いとして返還を求めるとして取り扱われているところである。

しかしながら、当該事案は、そもそも当初に第3号被保険者資格取得届がなされた方について、①国民年金と被用者年金の記録が重複していることが事後的に判明したという年金記録管理上の理由から生じたものであること、②被用者年金制度に加入していたことを本人が認識していなかったと思われるなど一概に全ての原因を本人の責に帰すことが適当でないと考えられる事例もあること、③当初の第3号被保険者資格取得届の効果により、社会保険庁において、被用者年金被保険者の資格喪失後の期間についても保険料納付済期間である第3号被保険者期間として取り扱い、保険料納付済期間に算入してきており、年金の裁定請求時においてもそのように確認した上で裁定が行われ、実際に年金が支給されてきたこと等の特別の事情を有していると認められる。

こうした特別な事情に鑑み、既に保険料納付済期間として裁定時に確認がなされた第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間の存在が裁定後に判明し、記録の訂正がなされた場合については、当該被用者年金被保険者資格喪失時に当該届出がなされていたものとして取り扱うことに相当の合理性があることから、当該被用者年金被保険者資格喪失後の期間を引き続き保険料納付済期間として取り扱うことが適当であるので宜しくお取り計らい願いたい。

この取扱いにより、当該事案の当該期間に係る年金については過払いには当たらないものであり、既に過払いとして受給者から返還を受けた年金額がある場合については、当該額を改めて支払うことが適当であるので、併せて宜しくお取り計らい願いたい。

写

府保険発第 0807001 号
社業発第 15 号
平成 21 年 8 月 7 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

社会保険業務センター総務部長
(公印省略)

第 3 号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第 3 号被保険者期間の取扱いについて（通知）

第 3 号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第 3 号被保険者期間の取扱いについては、平成 21 年 8 月 7 日付け府保発第 0807001 号をもって社会保険庁運営部長から通知したところであるが、当該事務の取扱いについては、下記のとおりとするので、管下社会保険事務所及び管内市町村に対し周知するとともに、遺漏なきよう実施されたい。

記

1 概要

既に保険料納付済期間として裁定時に確認がなされた第 3 号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間の存在が裁定後に判明し、記録の訂正がなされた場合については、対象者から申出書の提出を受けることにより、当該被用者年金被保険者資格喪失時に第 3 号被保険者の届出がなされていたものとし、当該被用者年金被保険者資格喪失後の期間を引き続き保険料納付済期間として取り扱うこととする。

また、この取扱いにより、当該被用者年金被保険者資格喪失後の期間に係る年金については過払いには当たらないものであり、既に過払いとして受給者（相続人を含む。以下同じ。）から返還を受けた年金額がある場合については、返還を受けた額を改めて支払うこととすること。

2 社会保険事務所等における申出書の受付等事務

(1) 今後被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定を行う者の場合

ア 対象者から、申出書（別紙様式）、年金額仮計算書・年金再裁定申出書及び被扶養配偶者であったことが明らかとなる書類の提出を受けること。

なお、被用者年金被保険者の資格喪失時に第3号被保険者であったことについての確認は、「国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成17年3月29日付け府保険発第0329004号）の記1により行うこと。

イ 基礎年金番号業務取扱要領等に基づき、裁定後に判明した被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合するとともに、当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間を引き続き保険料納付済期間となるよう記録訂正を行うこと。

ウ 年金額仮計算書・年金再裁定申出書及び訂正報告書（様式第127号）を社会保険業務センターに進達すること。

なお、被用者年金被保険者期間の追加により、時効特例給付が支給される場合は、時効特例給付対象者報告書（様式127号の3）を進達すること。

(2) 既に被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定が行われ、年金が過払いとされている者の場合

ア 対象者から、申出書及び年金額仮計算書・年金再裁定申出書の提出を受けること。

なお、既に過払いとして受給者から返還を受けた年金額がある場合については、再裁定後に還付額を決定し、対象者が還付請求を行う際に用いる還付請求書を送付することとしているため、当該額を改めて支払うまでには一定の期間を要することを丁寧に説明すること。

イ 国民年金適用関係業務取扱要領等に基づき、第3号被保険者特例措置該当期間の登録処理の取消し処理を行うとともに、裁定後に判明した被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間を保険料納付済期間となるよう記録訂正を行うこと。

ウ 第3号被保険者特例措置該当期間から第3号被保険者期間に訂正した期間については、被保険者記録回答票の該当する記録の先頭に「○」印を付すとともに、国民年金被保険者記録（納付Ⅱ画面）のハードコピーを添付するなど、どの期間の記録が訂正されたかを明示的にお知らせすること。

エ 年金額仮計算書・年金再裁定申出書、訂正報告書（様式第127号）及び申出書の写しを社会保険業務センターに進達すること。

なお、訂正報告書（様式第127号）には、備考欄に「裁定後3号期間中の厚年判明分」と朱書きすること。

3 再裁定及び還付関係事務

(1) 今後被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定を行う者の場合

上記2(1)の社会保険事務所等からの再裁定等に係る書類に基づき、社会保険業務センターにおいて、通常の再裁定処理を行い、判明した被用者年金被保険者期間の記録等に係る年金の増額分について支払うこととしていること。

(2) 既に被用者年金被保険者期間の記録を基礎年金番号に統合し、再裁定が行われ、年金が過払いとされている者の場合

上記2(2)の社会保険事務所等からの再裁定等に係る書類に基づき、社会保険業務センターにおいて、再裁定処理を行った上で、既に過払いとして受給者から返還を受けた額を確定し、総務部経理課から対象者に対して還付請求書を送付するなど、還付処理を行うこととしていること。

また、過払いとされた金額のうち、受給者から未だ返還を受けていない額については、社会保険業務センターにおいて、その額を取消しすることとしていること。

4 広報等

(1) 社会保険事務所等において、当該事案に関わった可能性がある職員等に確認することにより、確実な対象者の把握に努め、対象者として把握した者に対しては、個別のお知らせを行うこと。

(2) 次の方法により広報を行うこと。

ア 社会保険事務所及び市町村の窓口における周知用チラシの設置・配布

イ 市町村広報誌等への掲載依頼

なお、社会保険庁本庁において、社会保険庁ホームページへの掲載による広報を行うこととしていること。

写送付先
〔社会保険事務局事務所長
社会保険事務所長〕

【本人用】

申出書

私は、年金が裁定された後に、第3号被保険者期間と重複する被用者年金被保険者期間が判明しましたが、当該被用者年金被保険者の資格を喪失した時点において第3号被保険者の届出をしていたものとして取り扱っていただきたい旨を申し出ます。

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

申出人

基礎年金番号

住 所

氏 名

印

【相続人用】

申出書

_____は、年金が裁定された後に、第3号被保険者期間と重複する厚生年金保険等期間が判明しましたが、当該被用者年金被保険者の資格を喪失した時点において第3号被保険者の届出をしていたものとして取り扱っていただきたい旨を申し出ます。

受給者であった者 の基礎年金番号			
受給者であった者 の氏名		生年月日 <small>大正 昭和</small>	年 月 日

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

申出人

住 所

氏 名

印

死亡した受給者との続柄

